

平成 25 年 9 月 24 日

受益者の皆様へ

ピクテ投信投資顧問株式会社

## 「e-ファンド@ピクテ」信託終了(予定)のお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は弊社の投資信託に格別なご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、弊社ではこのたび、追加型証券投資信託「e-ファンド@ピクテ」(以下、「当ファンド」といいます。)につきまして、下記の通り、平成 25 年 12 月 19 日をもって信託を終了させて頂く予定と致しましたのでお知らせ致します。

なお、このお知らせは、投資信託及び投資法人に関する法律(以下、「投信法」といいます。)の規定に基づき、法定手続きの一環として、対象となる受益者の皆様にお送りさせて頂くものですのでご了承ください。

敬具

記

### 1. 信託の終了を予定している理由

受益権口数が信託約款に定められた口数(10 億口)を下回っているため、信託約款の規定に基づき信託終了日を繰り上げるものです。信託終了の予定日は平成 25 年 12 月 19 日です。

### 2. 信託終了の手続きおよび日程

|                   |  |
|-------------------|--|
| ① 新聞公告日(日本経済新聞朝刊) | 平成 25 年 9 月 24 日                       |
| ② 異議申立期間          | 平成 25 年 9 月 24 日から平成 25 年 10 月 28 日まで  |
| ③ 信託終了の決定日        | 平成 25 年 10 月 29 日                      |
| ④ 異議申立受益者の買取請求期間  | 平成 25 年 10 月 31 日から平成 25 年 11 月 19 日まで |
| ⑤ 信託終了(償還)日(予定)   | 平成 25 年 12 月 19 日                      |

上記①の公告日現在の受益者は、上記②の異議申立期間中に投信法第 32 条の規定に基づき、ピクテ投信投資顧問株式会社(以下「委託会社」といいます。)に対し、書面により、この信託の終了に関するご異議を述べることができます。

なお、この信託の終了にご異議のない場合、お手続きは一切必要ございません。

異議お申立ての受益者の受益権の合計口数が、公告日(平成 25 年 9 月 24 日)現在の受益権(平成 25 年 9 月 19 日までの取得申込による保有分\*)の総口数の 2 分の 1 を超えない場合は、予定通り平成 25 年 12 月 19 日をもって当ファンドの信託を終了します。また、当ファンドの運用は、信託財産の規模および残存期間等により委託会社が運用上必要と判断した際には、コール・ローン等の金融商品で運用する場合があります。なお、前記金融商品で運用を行っている場合においても、金融市場の動向やファンドにかかる信託報酬・費用等の影響により基準価額は変動します。何卒、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

異議お申立ての受益者の受益権の合計口数が、公告日現在の受益権の総口数の 2 分の 1 を超えた場合には、信託の終了は行いません。この場合、信託の終了を行わない旨を、異議申立期間終了後、速やかに日本経済新聞にて公告致します。

なお、公告日の当日以降に取得した受益権(平成 25 年 9 月 20 日以降取得申込分\*)については、上記の異議お申立ての権利はございませんのでご了承ください。

\*当ファンドは取得申込日の翌営業日を約定日とし、約定日の翌営業日に追加設定が行われ、受益権が発生します。

(例) 9/19(木)取得申込、9/20(金)約定、9/24(火)追加設定(異議申立権は 9/24 現在で設定済の受益権に帰属します。)

### ●異議お申立ての方法について

予定しております信託の終了に対し、ご異議のある受益者の方は、官製はがきまたは封書等の書面に以下の内容をご記入の上、下記宛てに平成25年10月28日までに必着のご郵送にて異議をお申立てください。

※この信託の終了にご異議のある方のみお手続きください。ご同意いただける方は、特にお手続きいただく必要はございません。

(1)宛先 〒100-0005 東京都千代田区丸の内二丁目2番1号 岸本ビル7階  
ピクテ投信投資顧問株式会社 異議申立受付窓口宛て

(2)ご記入いただく内容

①住所 ②氏名(署名、捺印) ③電話番号(日中連絡先) ④ファンド名「e-ファンド@ピクテ」、  
⑤取扱販売会社、取引店名、口座番号、保有口数 ⑥信託の終了について反対する旨

- \*当ファンドに関し、複数口座をお持ちの方は、保有する全ての取引店名、口座番号をご記入ください。
- \*上記の記入内容に不備等がある場合には、異議のお申立てを受けられない場合がありますのでご注意ください。
- \*異議お申立ての受益者の受益権合計口数の確認のため、取扱販売会社に対して口数等の確認を行います。なお、その際、必要がある場合にはご本人様ご確認のための書類等をご提出いただくことがあります。

### ●異議お申立ての受益者の買取請求手続きについて

異議お申立ての受益者の受益権の合計口数が、前記公告日現在の受益権総口数の2分の1を超えず、信託の終了が決定した場合には、異議お申立ての受益者は、以下の手続きにより、取扱販売会社を通じて受託会社(株式会社りそな銀行)に対し、自己に帰属する受益権について、信託財産による買取りを請求することができます。なお、買取請求をされるか否かは、ご異議を申立てた受益者の任意です。必ず買取請求をしなければならないものではございません。

- ① 買取請求受付期間 平成25年10月31日から平成25年11月19日まで(受託会社受理分)
- ② ピクテ投信投資顧問株式会社よりご異議申立ての受益者に対し「買取請求のご案内」を発送
- ③ 買取請求必要書類のご記入
- ④ 取扱販売会社の取引店への買取請求必要書類の預け入れ
- ⑤ 取扱販売会社から委託会社を経由して受託会社へ買取請求必要書類の送付
- ⑥ 受託会社での買取請求必要書類の受理および当該信託財産による買取の実行
- ⑦ 受託会社からご指定銀行口座への買取代金のお振込み

上記の買取請求は、当ファンドの信託の終了に対してご異議を申立てられた受益者が、法令に基づいて受託会社に対して行うものであり、取扱販売会社に対する買取請求とは異なります。買取価額は、当該受益権が有すべき公正な価額(受託会社で受益者からの買取請求必要書類を受理した日の解約価額)とします。この手続きによる買取代金のお支払いまでには、事務手続上、通常の一部解約請求よりも日数を要する可能性がありますのでご注意ください。

なお、異議申立期間中、買取請求期間中ともに、信託の終了にご異議を申立てたか否かに関わらず、取扱販売会社においては、通常通りに解約請求のお申込みの受付を行います。

上記の買取請求を行った受益権については、解約請求のお申込みを行うことはできなくなりますので、ご注意ください。

### 3. その他

当該信託終了が決定した場合、平成25年10月31日以降はファンドの取得申込の受付を中止いたします。

お問い合わせ先 …… ピクテ投信投資顧問株式会社 マーケティング部 (電話)03-3212-3061

#### 【個人情報の取扱いに関して】

書面決議に際して委託会社、販売会社および受託会社へご提出いただいた個人情報は、議決権行使受益権口数の管理、受益者の皆様による買取請求の手続きを利用目的とし、他の目的には使用いたしません、個人情報は、個人情報保護方針にしたがって管理されます。

以上